

日本における環境・公害史

～大阪アルカリ事件を中心として～

佐藤 朗

序 文

1. 環境問題・環境法について
 2. 環境問題・環境法の歴史
 3. 公害のあらわれ
 4. 日本において発生した具体的公害問題の代表的事例
 - (1) 足尾銅山鉍毒事件
 - (2) 水俣病
 - (3) 大阪アルカリ事件
- 結 文

序 文

今日、全世界では数多くの環境問題が発生している。本稿では環境問題と公害問題を主に具体的事例である「足尾銅山鉍毒事件」や「四大公害病」などの代表的な問題を概観し、また、不法行為法という観点における代表的事例である「大阪アルカリ事件」を中心に取り上げて考察する。

1. 環境問題・環境法について

まずはじめに、環境問題・環境法とは何か。ひとえに環境問題といってもこの地球上には様々な環境問題と、それに関する法律が存在している。ここでは最初に、環境問題・環境法とは何か、そしてこの地球上に存在する環境問題を紹介する。

まず環境問題とは、我々人類の活動による環境の変化によって発生

した問題をいう。具体的な環境問題の例として、地球温暖化や人口問題、エネルギー資源の枯渇、水資源の危機、酸性雨などが挙げられる。これらは代表的な環境問題であるが、無論、環境問題を細かく分類していけばこれらだけでは到底収まりきらない。また、近年環境問題は深刻化し、地球全域だけでなく宇宙にまで及んでいる。

そして環境法とは、一言でいえば環境の保護・維持そして改善することを目的とした法の総称である。環境法という概念が生まれ法として確立されたのは 1960～70 年頃である。現在環境法といえは「環境基本法」が主であるが、この法は様々な歴史の上に成り立っており、現在の環境政策の根幹といえる。

環境基本法は 1993 年に制定されたが、環境基本法が制定される以前は、公害対策基本法で公害対策を、自然環境保全法で自然環境対策を行っていた。そののち複雑化・地球規模化する環境問題に対応できないことから本法が制定されたが、環境基本法の施行により公害対策基本法は廃止され、自然環境保全法も環境基本法の趣旨に沿って改正された。

環境基本法の目的は「環境の保全について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することである」と第 1 条で明記されている。

また、第 2 条では、環境保全上の支障の原因となる可能性のある、人の活動による影響を「環境への負荷」、人の活動による地球全体の温暖化、またはオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少など地球の全体・広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であり、人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものを「地球環境保全」、環境の保全上の支障のうち、事業活動など人の活動に伴って生ずる広範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下およ

び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを「公害」と定義としている。

また、環境基本法の他にも多くの環境法が存在する。中でも重要と思われるのが「公害対策基本法」と「大気汚染防止法」である。

2. 環境問題・環境法の歴史

前述した通り「環境法」という概念が生まれ、法として認められたのは1960～70年頃のことである。日本において、戦前には環境法というもの存在せず、発生した環境問題も、訴訟とは別の形での解決法が取られてきた。しかし、戦後になり、本格的に地方自治体をはじめとした機関による法規制がなされ始めた。そこで誕生したものが1955年の「東京都煤煙防止条例」である。この時点では法ではなく、条例の一つではあったが、これにより初めて排出基準の考えが導入され、基準違反には行政による命令・処罰が規定された。

その後の国単位での規制は1962年の「煤煙規制法」である。しかし国単位での規制法ではあったものの、指定地域内に限られたために実効性は殆どなかった。その後1967年に制定された「公害対策基本法」の影響を受け、煤煙規制法は廃止され、翌年にそれに変わる「大気汚染防止法」が制定された。煤煙規制法と大気汚染防止法との異なる点は指定地域の拡大や硫黄硫化物における量規制、さらに公害対策基本法より厳しい基準が設けられたことだった。また、この規制厳罰化により、自動車の排出ガスも規制の対象となった。

この頃に新たな公害が問題化する中、1970年、公害国会が開かれた。そこで公害関係の法が改正され、より厳しい規制が加えられるとともに、大気汚染規制の骨格が形成された。その改正点として、過去存在した調和条項の削除や指定地域制度の廃止、条例による上乘せ・横出し規制、違反者に対し処罰を下す直罰制度の導入、規制対象の拡大、緊急時の措置の強化などが挙げられる。これらの新事項や改正により、指定地域制度の廃止による規制対象地域の拡大と、

条例により更なる規制を付け加えることが可能となり、煤煙防止法と比較するとかなり厳しいものになったことから、環境問題が深刻なものへなっていることがわかる。

高度経済成長に伴い、台数が増えたことにより自動車を与える影響も大きなものとなっていたといえる。この頃には自動車による大気汚染が問題視され、様々な問題が発生した。その一つが 1970 年代のスパイクタイヤによる粉塵問題である。スパイクタイヤとは、タイヤに釘が装着されており現在のスタッドレスタイヤと同じようなものであるが、これにより積雪・凍結のない道路で使用すると舗装路面が削られ、粉塵が発生するというものであった。これを契機に、1988 年にメーカーに対し製造・販売が禁止され、90 年には使用が禁止された。

3. 公害のあらわれ

日本における公害問題は、凄まじい速度で進展したものである。戦前、幕末に欧米の列強の圧力に耐えられず開国した日本は、欧米の技術を取り込み急速に技術を発展させた。

まず、公害という言葉が広範にあらわれたのは、1881 年の 10 月に公布された「大阪・堺市街商工業取締法」である。それから、1920 年代から公害問題の社会化が始まったといえる。ダム問題の社会化も同じ 1920 年代から、石炭産業に伴う石炭鉱害の社会化、大都市形成における公害問題の広がりも 1930 年代から見られ始めている。これらのことから、20 世紀初頭には日本ではあらゆる公害問題が社会化していたといえる。

また、江戸時代にも鉱業による鉱煙毒の問題などは多数存在していたことは知られているが、急速な技術の取り込み・発展により、先の鉱毒事件などと、欧米技術による生産力増大をめざす中から発生した環境汚染問題とがともに展開してしまった。つまり、初めに生み出された問題が解決できていない状態のまま、後に生み出され

た問題と合併・複合して被害を深刻にし、さらに解決を大変困難にしてしまったということである。このような点に近代の公害問題の特徴があるといえる。

一方、政府が推進する西欧技術による大規模産業によるものであっても、被害を受けた人々は黙ってはいなかった。多くの場合がその被害による重要な意味を訴え、加害者と対峙しその事業の廃止を求めることが多かった。欧米技術による富国増大の推進は、先に存在していた問題以外にも重大な問題を引き起こし、それにより更なる被害をもたらしてしまったのである。つまり、欧米的生産方法は当初から重大な試練を課されていたものだといえる。

日本で特に公害問題がひどくなったのは、高度経済成長期が始まった 1960 年代前後のことであり、公害問題の代表的事例である四大公害訴訟といわれる「新潟水俣病」「四日市ぜんそく」「イタイイタイ病」「熊本水俣病」のいずれも 60 年代後半に起こされたものであった。

では、公害問題を振り返るときにどのような点に注目すべきか。

4. 日本において発生した具体的公害問題の代表的事例

(1)足尾銅山鉍毒事件

足尾銅山鉍毒事件は、日本においての「公害の原点」であるといえる。栃木県日光市・中禅寺付近にある足尾銅山は明治維新後、西欧の鉍山技術を導入し日本最大の鉍山となったが、1884 年頃から足尾銅山周辺の山にて煙害が発生し始め、3 万ヘクタール以上の国有林が荒廃した。また、渡良瀬川の洪水により硫酸銅やヒ素、鉛などの重金属類を含んだ鉍毒水が流域の数万ヘクタールもの広大な農地に流入し、農作物の不作を招いた。

当時、「銅は国家なり」といわれたほど銅は生糸と並んで主な輸出産業であり、富国強兵政策の下日本の近代化に大きな影響を与えた。それは足尾銅山だけでなく、別子、小坂、日立各銅山を含めた四大

鉍山を中心に繁栄した。しかし銅鉍業の拡大につれ重金属類による鉍毒被害、精錬時に排出される浮遊粉塵を含んだ煙害などが銅山周辺の広範囲の山林や農地にわたって発生した。これが四大鉍害事件であり、被害農民側と経営者側の激しい対立を招いた。また、影響は当事者間には留まらず、地方行政や中央政府を巻き込むほどの重大な社会問題であった。

1888年に民間に古河市兵衛に売却された足尾銅山だが、古川市兵衛は削岩機やボイラー式ポンプの投入、水力発電所の設置、鉄索による運搬などの西欧技術を積極的に導入し、足尾銅山は日本第一の生産を誇る大銅山となった。

しかし大銅山と化した足尾銅山の製錬所では大量の木材を使用していたために、前述のように周辺の山林では乱伐と精錬時による煙害が発生し、84年頃には周辺の山林は枯れ果て、同じ頃には下流で魚が大量に死んでいるのが見られるようになった。また、90年頃には渡良瀬川にて発生した洪水により押し流された鉍毒の影響で流域周辺の広大な農地が大きな被害を受けた。

これにより、被害農民の依頼を受けた古在由直・長岡宗好東京帝国大学農科大学助教授は1892年に『渡良瀬川沿岸被害原因調査ニ関スル農科大学ノ報告』をまとめ、鉍毒被害の原因が足尾銅山であることを科学的に明らかにした。両助教授は被害地の現状視察を行った際に単なる気候や自然的条件以外に「必ズヤ他ニ激烈ナル害源」が存在すると考え、それが農作物被害の土壌の理学的組成と科学的組成にあるとした。そののち被害農地の土壌、渡良瀬川の水質、足尾銅山の排水を調べたところ大量の硫酸銅を確認し、硫酸銅が被害原因であると結論した。

以降鉍毒調査会は1897年に古河市兵衛に対し鉍業条例第5条に基づく鉍毒予防工事命令を下した。古河市兵衛はこれに従い当時の足尾銅山の年間売上高の約半分の104万円をかけて排水の石灰中和処理施設の設置や、日本最初である排煙脱硫塔やコットレル電気集塵機などを導入し鉍害防止策を実施したが、効果はほぼ見られなか

った。

1898 年の渡良瀬川大洪水後は、さらに鉍毒被害が深刻化した。それにつれ鉍毒反対運動は激化し、1900 年には被害農民と警官隊が衝突した川俣事件¹が起こった。その後 1901 年に代議士であった田中正造が世論を喚起すべく代議士を辞任、天皇直訴を企てた。直訴は警官に阻まれ失敗に終わったが、この田中正造による直訴は世論に多大なる影響を与え、鉍毒反対運動はさらに激化した。それは古河市兵衛の妻が自殺するほどのものであった。

また、鉍毒反対運動の激化により 1902 年には第二次政府鉍毒調査会が設置された。しかし調査会が 1903 年にまとめた「足尾銅山に関する調査報告書」によれば、防止策として設置されていた排煙脱硫塔の脱硫効率はずか 26%であり、1915 年には廃止された程度のものであった。政府は調査報告書を受け、1909 年に渡良瀬川改修計画案を発表した。この計画案の最も重要なものが、約 3300 ヘクタールに及ぶ谷中村遊水池²であった。

その後政府は谷中村遊水池建設を中心とする渡良瀬川改修工事業や日本最大の足尾砂防ダム建設などの治山治水事業を行ったが、戦後 1958 年には堆積上の決壊事故による農地被害、1969 年には渡良瀬川下流の桐生市水道原水から環境基準を超えるヒ素が検出されるなどの影響は続いた。また、1971 年に桐生・太田両市にて銅とカドミウムによる土壤汚染が発見されたが、その対策工事費の半分以上を古河鉍業が負担しただけであった。その後足尾銅山は閉山され、輸入鉍石による精錬は続いていたものの、1987 年の国鉄足尾線の第三セク

¹ 政府に請願に来た被害農民と警官隊が衝突。当時は兇徒蝟集事件と呼ばれ、農民 67 名が逮捕、うち 51 名が兇徒蝟集罪として起訴されたが、仙台控訴審で起訴無効という判決が下り、実質全員不起訴という形で決着した。

² かつて栃木県下都賀郡、現在の渡良瀬遊水池に存在したが、1906 年に公共事業のために強制廃村（形式上は編入合併）となった。

ター化に伴う貨物輸送の廃止により、精錬も終了した³。

足尾銅山の銅の年間産出量は約 80 万トンで、足尾銅山は文字通り日本最大の銅山であった。しかし、名門企業であった古河鉱業は国内で唯一自社製錬所を持たない企業に凋落した。また、2002 年 4 月には古河市兵衛の子孫が社長を努める古河電工は、足尾銅山の銅電解工場であった旧古河電工日光事業所の跡地土壌から、環境基準を超えるヒ素やセレンを検出したことを発表した。鉱山や製錬所が閉鎖されても土壌・地下水汚染が残されるほどの鉱毒事件であったといえる。

(2)水俣病

ここまでは日本最初の公害問題であり、「公害の原点」とも称される足尾銅山鉱毒事件を取り上げたが、また、「公害」という観点から忘れてはならないのが「四大公害病」である。

水俣病は戦後復興から高度経済成長というめざましい発展を遂げた化学工業が引き起こした産業公害であるが、その規模や戦後日本における四大公害病のうちに 2 つを水俣病が占めていることからもうかがえる。よって、この項目では四大公害病のうち水俣病に注目し記述する。

まず、水俣病の原点はアセチレンからアセトアルデヒドを製造する過程で排出される猛毒のメチル水銀を、排水として海や川に流出したことにある。製造元であるチッソ水俣工場がアセトアルデヒドの製造を開始したのは 1932 年である。戦前の時点でアセトアルデヒド生産量は年 9000 トンに達していたが、水俣病患者の発生記録は 1941 年まで遡れるものの社会的に問題となるほどではなかった。しかし、チッソ水俣工場での助触媒の変更や母液の流出により 1951 年の水俣病患者の増加に繋がったのである。水俣病の公式発見は、チッソ水俣工場付属病院から水俣保健所に「原因不明の中樞神経疾

³ 現在は銅スクラップリサイクル事業のみ行っている。

患が多発している」との報告があった 1956 年の 5 月 1 日であったが、この年の年末までに同様の症状の患者は 54 人報告されていた。

当初、水俣病は「奇病」と呼ばれ、はじめは伝染病が疑われた。しかし中枢神経系の症状をもとに熊本大学医学部からマンガン中毒やタリウム中毒、セレン中毒などの説が相次いだこと、1959 年の 7 月頃に同大学研究班が有機水銀説を正式に発表した⁴ことなどにより、伝染病説は否定された。

だが、チッソ水俣工場側は「旧海軍が投棄した爆薬が原因⁵」「アセトアルデヒド工場は水俣以外にもある⁶」「検出されたものは有機水銀ではなく無機水銀であった⁷」などと主張し、有機水銀説を全く認めようとしなかった。また、「腐った魚介類を食べたため」という有毒アミン説を主張する清浦雷作らの学者説の存在もあり、原因究明は引き延ばされるだけであった。

一方チッソ側も付属病院では早い段階から猫の餌に排水をかけて食べさせる実験を行っており、1959 年には実際に発症していたが、チッソは発表せずに有機水銀説への反論を続けるだけだった。

さらにチッソが 1958 年に排水路を水俣湾から水俣川に変更したことにより、メチル水銀を含む排水が直接不知火海に流出し、患者発生地域は水俣より北側にまで広がった⁸。

のちに熊大による有機水銀説は漁民の補償要求を引き起こし、1959 年には 2 回の漁民の闘争が起こった。また、厚生省食品衛生調査会も有機水銀が原因と結論したのを受け、患者側は一律 300 万円の補償請求を出したが、漁民闘争の終わった孤立の中では熊本県知事の調停案を受け入れるほかなかった。しかし、この見舞金契約の

⁴ イギリスで発生したメチル水銀中毒症例報告と、排水溝泥土から高い濃度の水銀を検出したことによる。

⁵ 実際は投棄されていなかった。

⁶ のちに他の工場でも問題になった。

⁷ 当時、微量の有機水銀の測定はできなかった。

⁸ 漁民からの抗議で 1 年後に元に戻されたが、被害の拡大を招くこととなった。

中には「のちに水俣病がチッソ工場の排水に原因するものと決定しても新たな保証金の請求は一切行わない」とする条文⁹が存在するなど、悪名高いものであった。だが契約後もメチル水銀の流出は続き、被害は拡大していったが、「補償は終わった」「水銀はもう出ない」といった考えが一般市民だけでなく行政なども含め一般的な認識となった。

一般的には事件は終了とされたのちも熊大研究班は研究に尽力し、偶然にも酢酸工場のスラッジからメチル水銀が抽出されたことにより 1963 年にメチル水銀が原因であることを正式発表した。しかしチッソも国も熊本県もこの発表を無視して何も対策を取らなかった。だが同年 10 月頃から新たに新潟県阿賀野川流域にて、第 2 の水俣病である新潟水俣病が発生したことにより、1968 年にチッソは生産を停止し、政府は 2 地域で発生した水俣病を工場の排水によるメチル水銀による公害病と認定した¹⁰。

政府の公害病認定後、1969 年に公害健康被害救済法が公布され、これに基づきこの翌年から水俣病の公害認定制度が開始された。本人申請が前提であったが申請者は次第に増え、「有機水銀の影響が否定できない場合は認定せよ」といった決定、厚生省から環境庁への所轄変更以降はさらに増加し、認定率も上昇した。

しかし、水俣病患者の提訴により決定した補償協定適用の直前に「有明海において第三の水俣病が発生した」と報道が流れ、環境庁の分科会が反対を押し切って第 3 の水俣病を否定するという事件が起きた。

これを境に審査会では保留が急増し申請とあいまって認定審査が滞ってしまい、不作為の違法判決まで出る事態に陥った。これに対し、環境庁は認定基準を厳しくするという方法を取った。これにより棄却が急増、患者救済の進んだ期間は長くは続かなかった。

⁹ のちの判決で公序良俗違反であるとして無効とされた。

¹⁰ この時点で水俣病の公式発見から 12 年 5 ヶ月、有機水銀説の発表から 9 年 2 ヶ月が経過していた。

この結果、1980 年頃には認定率は 1 割を切り、棄却率は 6 割にも及んだ。患者は行政ではなく司法に救済を求め、発生地域だけでなく、全国に移住した患者からも提訴が相次いだ。

最初に判決が出た 1987 年の熊本第三次訴訟第一陣では、全員を水俣病と認め、漁業と販売、排水規制を怠った行政の不作为を認めたが、国と熊本県が控訴したため救済はさらに引き延ばされた。1995 年にようやく政府も未認定患者問題に取りかかり政府最終解決案を提示したが、その内容は行政責任を棚上げにし、裁判と請求の取り下げを条件に 260 万円¹¹の一時金を支払うといった政治的決着を優先したものであった。しかしこの頃にはなくなる患者も増え、闘争に疲れた患者団体はこれを受託することとなった。

一方、和解を受け入れなかった関西訴訟の 588 人は裁判を続け、2001 年 4 月大阪高裁は国と熊本県の排水規制を怠った責任を認め、ともに現行基準とは異なった基準で多くの原告を水俣病と認定する判決を出した。国と県は上告したが、2004 年の最高裁判決も高裁の判決を追認する形となった。

この結果、1995 年の行政責任を棚上げにした解決策は根本から崩れ、認定基準の見直しが問題となった。しかし国は見直しを拒否して医療費のみを支給するという対策で乗り切ろうとしたが、この対策に応じず認定申請する患者も急増した。

現在でも最高裁で勝訴した患者の認定はされていない。それだけでなく認定申請をした患者による新たな国家賠償訴訟も提起されており、50 年が経過した現在でもいまだに解決していない。

(3)大阪アルカリ事件

前述した「足尾銅山鉍毒事件」は、日本史、環境問題史上でも有名な事件であるといえる。そして、19 世紀後半の明治時代に発生し

¹¹ 同じ頃に行われていた薬害エイズの和解での額は 5400 万円であったことから水俣病の和解金額の低さがわかる。

たものであるにも関わらず、2011年に発生した東日本大震災の影響にて亜鉛が漏れ出すなど、現在まで残るほどの多大な影響を及ぼしたものである。

ここで、時系列的に水俣病と逆になってしまうが、環境・公害問題としては初めて法が適用され、訴訟という手段により解決されたものとして注目される「大阪アルカリ事件」を取り上げる。これは環境・公害問題史だけでなく不法行為法の例においても代表的といえるものであるため、ここで記述する。

大阪アルカリ事件（大判大正5年12月22日民録22輯2474頁）は、硫酸、肥料製造、銅の精錬に携わる大阪アルカリ株式会社の大阪市安治川河川沿いの工場から排出した亜硫酸ガスおよび硫酸ガスの大気汚染により、付近住民の農作物が被害を被ったとする損害賠償請求訴訟である。約2町ほど離れた小作人36名が、明治39・40年作付の米麦の収穫の有毒ガスによる減収分の損害賠償を求めた。

争点として、工場からの排出ガスと農作物損害との因果関係、会社側に過失があったか（排出ガスによる付近農作物への影響を知っていたか）、会社の権利行使、権利侵害について以上の点が挙げられた。

原審では、「工場から排出された有毒ガスにより、付近住民の農作物に影響が出た」として大阪アルカリ会社の不法行為責任を認め、損害賠償請求を認めた。「排出された有毒ガスが周囲の農作物に悪影響を及ぼすのは知っていたはずであり、知らなかったとしても、自己の業務作業に対する調査研究を怠ったという過失がある」とする判断を下した。

上告理由は、不法行為となるには行為の不法性が必要だが、工場の経営は法律上容認されたものであるため、多少の損害を被ったとしても許容される範囲であり原告に対する権利侵害ではない、というものだった。

しかし、大審院では「事業により生ずる損害を予防するために相当な防止設備を設置した以上は、他人に損害を与えても不法行為者

として損害賠償責任を負わせることはできない（民法 709 条の故意または過失があるといえないからである）。」として破棄差戻がなされた。だがそののち、大阪アルカリ株式会社が「相当な防止設備」である高煙筒を設置したかどうかを問題視し、高煙筒を設置することが最善の防止策だったところ、それをしなかったことが過失になるとして再び原告側を勝訴させる判決を下した。損害賠償請求額は、判決が破棄差戻前の判断を維持したことと、原告側が請求を拡大したために多額なものとなった。また、1912 年 12 月に大阪府会は「有毒瓦斯ノ障害取締其他ニ関スル意見書」にて、「近来我大阪府下ニ於ケル各種製造工業ノ発達ニ伴ヒ、一面ニ於テハ往々之レガ為ニ公衆ノ衛生ニ危害ヲ及ボスコトアリ」と指摘した。

以上が大阪アルカリ事件の概要である。当時の時代背景として、富国強兵政策の存在が挙げられる。富国強兵政策には産業優先、国力充実のため多少の損害はやむを得ないとの政策的志向があった。特に大阪アルカリ株式会社は、創立にあたって「国益有益の事業を振作奨励」する目的であり、大正 5 年当時は砲兵製作業という国のための生産活動を請負っており、その生産活動を停止させるわけにはいかないという理由が存在した。このような産業優先思想が大審院判決の背景をなすひとつの時代思想を形成していたといえる。

そもそも、大阪で近代的な機械と大規模な生産装置による工業化が本格的に進み始めたのは 1880 年代後半以降である。1894 年には大阪市参事会も工業化推進のための土地を確保するために周辺町村の合併を論じていた。

この当時、機械の原動力として蒸気を使用していた工場が増加したため、燃焼させた石炭による煤煙が都市の大気汚染をもたらすこととなった。1902 年には大阪府会は府知事に対し、「若し歩を野外に移し市内及び接近郡村を觀望するときは黒煙天に漲り真に煙都の名亦適実なるを知る」「既に煤煙の衛生上有害なること判明せるに拘はらず、其防止方法の規定なきは公衆衛生上に於ける一大欠点なり」と指摘し、「煤煙防止に関する規則を制定し、府民をして不潔不快の

感と恐るべき害毒とを免れしむるは刻下に於ける最大急務なり」と訴えた。この背景には翌年の第5回内国勸業博覧会を控えており、国内だけでなく国外からも多くの来観者を迎えるという事情が存在した。「煙都」という言葉からもわかる通り、既に煤煙の被害は広く大阪市やその周辺を覆い、解消が求められていた。また、ある調査では大阪市内における大気の硫酸含有量は兵庫県の2.4倍にも達するとも示されている。

アルカリ事件発生当時、周辺住民が工場の有毒ガスにより被害を被ったというのは確かであり、新聞では大々的に報道された。「アルカリ会社の吐煙被害は煤煙そのものよりも有毒ガスによる問題が主なる非難の原因と思われる」とも述べられている。

また、本大阪アルカリ事件で重要と思われるのが、当時としては珍しく有毒ガスによる被害が訴訟により解決された点である。明治から大正にかけて発生した足尾銅山鉍毒事件をはじめ、別子銅山、浅野セメントなどの事件例が存在するが、いずれも訴訟以外での解決であった。しかし、本事件は原告側が被告会社に対し、損害賠償請求をめぐって訴訟という形で権利主張がなされ、原告側は一度の勝訴判決後、破棄差戻ののち再び勝訴判決を獲得した。これは当時の時代背景を鑑みると珍しかったとされる。さらに、その国益重視という時代の中、国のための生産活動をしていたアルカリ会社が敗訴したという点にある¹²。

また、不法行為法の観点となるが「加害行為の有用性や損害回避

¹² ここではこの訴訟の上告段階で被告のアルカリ会社側に加わった岩田宙造と、法律新聞紙上で控訴審の請求認容判決を批判した鹽田環の存在にも触れる。この不法行為法の問題にて関連しているのが法学者のテリーである。「予想される危険のほかに加害行為の有用性を考慮すべきである」とする「危険便益方式」をテリーが提唱したわけであるが、岩田・鹽田両名はこのテリーのもとで英米法、テリーの教えを学んでいた。よって、訴訟には少なからず欧米の考え方が影響しているのではないかと考えられる（瀬川・後掲・836頁参照）。

に必要な経費を考慮すべきか」という問題がある。しかしこれを考慮すべきか否かというものこそ、大阪アルカリ事件が提起した問題であり、これに関して依然として結論が出ていない。

この大阪アルカリ事件は、損害の発生から最終的に解決されるまでに13年間が経過した。費用も莫大なものであったと思われるが、解決されたことにはいくつか理由がある。そのひとつとしての大きな要因が、大都市大阪で起こったものであったため、足尾銅山、別子銅山の事件より市民の権利意識が高く、裁判所が身近にあったことであった。

結 文

環境問題と環境法の概要から、具体的な公害問題の事例を扱ったが、ここで記述したものは発生した環境・公害問題のほんの一部にすぎない。歴史的に規模や問題性が大きく有名な事件のみを見ていったとしても、公害問題を解決することや、未然に防ぐことはほど遠いといえよう。あらゆる事例を考察していかなければ、公害問題を防ぐことはできないのである。

近代化する社会と技術の進歩はめざましいものである。以前には不可能ではないかと思われていた技術も、今日では実際に誕生しているものもある。しかし、発展のその裏にはいつでも何らかの影響や被害が発生する恐れが存在することを忘れてはならない。環境・公害問題もともに我々人類が引き起こしたものである。よって、発生した問題は我々人類が自ら解決し、これからの発生を防ぐしかないのである。

被害の甚大さを後世に残し伝えていくには、被害を受けた人々の協力が必要不可欠である。そして、被害を未然に防ぎ、二度目を引き起こさないためにはひとりひとりの理解と努力こそが必要ではないだろうか。

主要参考文献

脚注で特記したもの以外には主として以下の文献を参考とした。

小田康德『公害・環境問題史を学ぶ人のために』（世界思想社・2008年）。

小田康德『近代日本の公害問題－史的形成過程の形成－』（世界思想社・1983年）。

交告尚史『環境法入門 第2判』（有斐閣アルマ・2012年）。

瀬川信久「危険便益方式比較による過失判断－テリー教授から、ハンドの定式と大阪アルカリ事件まで－」中川良延『日本民法学の形成と課題：星野英一先生古稀祝賀．下』（有斐閣・1996年）。